

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 渡 邊 繁 埼玉県羽生市大字上手子林千四百五十七番地